

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
小倉地区	条例別表第3の3の項 (地域活力再生等区域)	旧条例別表第3の1の項に 規定する地縁者の住宅

区域図



1:2,500

0 25 50 100 m

N

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

凡例	
	地域活力再生等区域界
	地縁者の住宅の区域

確認

28.11.01

兵庫県建築指導課